府中市庁舎建設基本構想案 (案)

平成23年3月 府中市庁舎建設検討協議会

目 次

はじめ		• • • •		1
1. 瑪	宁舎の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			2
2. 新	宁舎の基本理念と基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			4
3. 新	庁舎の位置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			6
4. 新	宁舎の規模・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			9
5. 実	見方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			• 10
6. 今	後の検討の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			• 18
:	·考資料·····	• • • • ·	• • • • • • •	• 19
資料	耐震診断結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • •	••••	· 20
資料	現庁舎の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • •	••••	• 21
資料	他市の事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • •	• • • • • •	• 22
資料	総務省起債許可に係る標準面積による算定・・・・・・・	• • • •	• • • • • •	· 24
資料	国土交通省新営一般庁舎面積算定基準に基づく算定	• • • •	• • • • • •	• 25
資料	府中市庁舎建設検討協議会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • •	• • • • • •	· 26
資料	府中市庁舎建設検討協議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・			. 27

府中市の庁舎は、西庁舎が昭和34年、東庁舎が昭和45年、北庁舎が昭和62年 にそれぞれ建築され、このうち、一番古い西庁舎については建築後51年以上が経過 しており、現在多摩地域で最も古い庁舎となっております。

平成21年度に市が実施した東西庁舎の耐震診断結果によりますと、一部が基準を満たしておらず「地震に対して危険性がある」との結果が出されております。

本年3月11日には、三陸沖を震源とするマグネチュード9.0の東北地方太平洋沖地震が発生し、府中市においても震度5弱の地震が観測されました。地震による庁舎の被害状況は、壁や階段等に多数のクラックが確認され、市民及び職員を建物外に一時避難させるに至ったと報告を受けました。こうしたことからも、庁舎内には市民生活に関わる多くの機能、大切な情報が集積されており、これらを守り、市役所としても機能を維持し、防災・災害復興拠点としての役割を果たすには、大きな不安があるものと考えられます。

また、現庁舎は施設・設備の老朽化、建物の狭隘化・分散化、IT化・バリアフリー化対応への限界、維持管理経費の増大等の課題も抱えており、市民の利便性の確保と行政サービスの効率化を図るため、早期の庁舎整備が望まれます。

府中市庁舎建設検討協議会では、これらの現庁舎の問題点を整理し、庁舎建設の基本的な方針をまとめた基本構想案の策定に向けて、平成22年7月から平成23年3月までの間に計6回の検討協議会を開催し、庁舎建設に係る各事項について検討・協議を行ってまいりました。そして、この度これらを取りまとめた「府中市庁舎建設基本構想案」を策定いたしました。

最後に、今後庁舎建設の検討を進めるに当たりましては、本基本構想案における提言内容を踏まえ、今後も庁舎建設に係る市民参加の検討体制を確立し、市民の意見・要望を最大限に尊重し、基本理念にも掲げております市民に親しまれ、市民に開かれた庁舎を目標として十分検討を進めていただきますよう強く要望いたします。

1. 現庁舎の課題

現在の府中市東西本庁舎は、西庁舎が昭和 34 年、東庁舎が昭和 45 年に建設されております。こうした建物の老朽化に加え、高度情報化への対応の限界、バリアフリー対応の不足といった問題を抱えており、市民サービスの低下や行政効率の面でも支障が出始めている状況です。

(1) 現庁舎の課題

① 耐震性の欠如

現在の東西本庁舎は旧耐震基準(※1)による建築のため、大規模地震の際には倒壊の危険性があります。庁舎内には市民生活に関わる多くの機能や大切な情報が存在するので、それらを守ることや、市役所の機能を維持し、防災・災害復興拠点としての役割を果たすには困難な状況といえます。

平成21年度に実施した「耐震診断結果」では、西庁舎(増築部分を除く)と東庁舎(増築部分を除く)の耐震性能が構造耐震指標(Is値)0.6(※2)を下回っています。これは劣弱な構造と言わざるを得ず、大地震等の災害時に市民の安全・安心を守るための防災拠点として、早急に対策を講じることが必要です。

※1 旧耐震基準

建築基準法により定められている耐震に関する基準で、1981年5月以前に着工された 建物の耐震に関する基準。

※2 構造耐震指標(Is値)

建物の耐震性能を表す指標。

建物の強度と粘り強さ、形状やバランス、経年劣化などの要素を総合的に判断する。

I s < 0.3 の場合 : 地震に対して危険性が高い。 $0.3 \le I s < 0.6$ の場合 : 地震に対して危険性がある。 $0.6 \le I s$ の場合 : 地震に対して危険性が低い。

② 施設・設備の老朽化

現在の本庁舎は、東庁舎が昭和45年、西庁舎が昭和34年、北庁舎が昭和62年に建設されたもので、特に西庁舎は築51年、東庁舎は築40年が経過しています。そのため耐震強度が不足しているだけでなく、給排水や冷暖房などの設備の老朽化が著しく、建物・設備の補修及び改修に毎年多くの費用が必要となっています。エネルギー効率も低いので、今後の老朽化による維持管理費の増大が懸念されます。

また、階高が低く執務空間も狭いため、IT機器の設置やシステムの配備に伴うスペース、電気容量等の不足など、ネットワーク環境の拡張に限界があります。こういった情報化への対応の遅れなどにより、職員の業務効率が低下しており、社会的な要求水準に答え

る建築物として、基礎的な性能を満たしていない状態です。

③ 維持管理経費の増大

最も建築年が経過している西庁舎は、築 51 年が経過しており、施設や設備の老朽化が著しく、維持管理費が嵩んでいます。今後、全般的な老朽化への措置として、修繕更新に必要な経費は増大すると予想されます。

④ 狭隘化による窓口・執務環境の低下

現庁舎は、業務量の増大等により執務室の狭隘化が進み、会議室や倉庫等についても不足し、職員の業務効率が低下しています。また狭隘化により、相談窓口におけるプライバシーが十分に確保できていないなど、市民の皆さんの利便性も損なわれています。庁舎の顔ともいえるホールやロビーも狭く、市民のためのスペースとして機能していません。職員一人当たりの延べ床面積を他市と比べた場合、本市の現庁舎面積は、極めて低い数字となっています。

⑤ バリアフリー対応への不足

公共施設には高齢者や障害者に配慮したバリアフリーへの対応が必要ですが、古い基準で建設された東西本庁舎では、ハートビル法などの基準に対応しきれていません。

西庁舎と東庁舎の1階から3階まで、高低差1.0mのスロープや階段で、連結しています。設置されているスロープは、現行の基準に対応しきれていない勾配となっています。

東庁舎のエレベーターは、ストレッチャーなどが入らないサイズとなっており、救命救 急時には、階段で搬送しなくてはなりません。

⑥ 分散の状況

現庁舎は、主に本庁舎と第二庁舎に分かれており、市民の利用する窓口が2箇所にまたがっています。市民アンケートの結果では、6割の方が、分散した状況を不便に感じています。

2. 新庁舎の基本理念と基本方針

(1) 新庁舎建設の基本理念

現庁舎の問題点や新庁舎の果たすべき役割の整理等を基に、より良い市民サービスの提供と効率的な行政運営を目指して、新庁舎建設の基本理念を次のように設定します。

「市民に親しまれ、府中らしさを受け継ぐまちづくりの拠点となる庁舎」

(2) 新庁舎建設の基本方針

基本理念に基づき、より具体化した基本方針として、これまでの検討結果や、市民からの意見を踏まえ、庁舎建設の基本的な方針を以下のとおりとします。

① 市民に開かれた交流が生まれる庁舎

これまでの庁舎は、市民が届出などの必要な手続を行ったり、要望を伝えたりするだけの場でありました。しかし、市民の価値観の多様化、少子・高齢化など市民生活を取り巻く環境が大きく変化しています。今日の庁舎には、市民がもっと身近に、日常的にサービスを利用でき、また、多彩な市民活動や市民交流に対して施設空間を提供するなど、より多くの市民に親しまれる施設としての役割が求められています。

新庁舎は、誰もが気軽に利用できる施設であることを基本に、市民が日常的に集い、憩い、ふれあい、学び、政策を創造していく施設を目指します。

② 環境に配慮した無駄のない安全な庁舎

地球温暖化や環境破壊が問題となっている今日、計画、建築から運用、廃棄までのライフサイクルを通して、環境負荷を少なく環境保全対策の規範となるサスティナブルデザインの施設整備を目指します。

また、平成7年の阪神淡路大震災以降、新潟県中越地震、能登半島地震等、大規模な地震が頻発しており、市民の防災に対する意識が高まっています。新庁舎は、十分な耐震性を確保した安全な施設とします。

注: サスティナブル・・・「持続可能な」という意味。将来の環境や次世代の利益を損なわない範囲内で社会発展を進めようとする理念。環境問題は1960年代から世界各地で明らかになってきていたが、1987年に国連の「環境と開発に関する世界委員会」による「われら共有の未来」と題する報告書において「持続可能な開発(Sustainable Development)」という概念が提唱された。近年建築においても、環境共生、自然エネルギー利用、長寿命化、リノベーションなど、さまざまな手法を通して持続の可能性が模索されている。

③ 住民サービスのために使いやすい効率的な庁舎

今日の高度情報化社会への進展は、市民生活を取り込み、行政の分野においても、総合的な行政運営の手段として、より質の高い行政サービスの提供と効率的な行政事務の実現が期待されています。将来的には、市役所に出向かなくても、各種証明や申請が可能となることが予想され、窓口のあり方も変わっていくと考えます。空きスペースが生じることも予想されます。そのようなスペースは、相談機能の充実や市民の利活用スペースへ転換を図るなど有効に活用します。

このようなことから、新たな庁舎は、市民ニーズの多様化・高度化、地方分権の進展、 少子高齢化による人口減少など、行政需要の変化に柔軟に対応できる施設であることが重 要です。

④ まちづくりとの連携を担い、市民が誇りを持てる庁舎

庁舎は、市の象徴の一つであり、地域の核となる施設であることから、景観形成や都市 整備と一体となったまちづくりに果たす役割が期待されます。

新庁舎は、大國魂神社やけやき並木を背後に控えた歴史・文化的環境、自然環境に恵まれた地区に建設します。まちづくりの視点で考えると、2つの駅の賑わいを上手につなぐ場所となります。今後は、市民と行政の協働によるまちづくりを目指し、行政計画策定への市民参画や行政の市民活動への支援を積極的に促進し、庁舎整備をきっかけに市民協働を進めていく事が重要であると考えます。

このようなことから、庁舎建設にあたっては、周辺環境との調和に配慮するとともに、 市民と共に庁舎を創っていく取組が必要です。

3. 新庁舎の位置

(1) 位置の検討

① 地方自治法の規定

本庁舎の位置については、地方自治法第4条第2項に「事務所の位置は、住民の利用に 最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わな ければならない」とされています。

〇地方自治法(抜粋)

(地方公共団体の事務所の設定又は変更)

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条 例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

② 市民アンケート結果

市民アンケート調査で、新たな本庁舎の建設場所について尋ねたところ、「現在地が良い」と回答した人が70%で最も多く、次いで多い順に「駅から近いこと」、「車・バイク利用での交通の便が良いこと」、「地理的に、市の中心に近いこと」が上位の回答となっており、道路アクセスや公共交通の便の良い場所であることを重要視していました。

また、自由解答欄では、「庁舎は現在の場所にしてほしい」という意見が複数ありました。

③ 市政世論調査の結果

現在の市庁舎の立地について、「利用するのに便利である」または「どちらかといえば便利である」と回答した人を合わせると、76%を占めました。

④ 府中市の現況

現庁舎の場所以外、市民の要望している交通利便性の高い場所に、市のまとまった所有地がないといった事情があります。

(2) 位置の選定

現庁舎の位置は、歴史ある市の中心部に位置しています。まちづくりの視点で考えると、 JR 府中本町駅と京王線府中駅の2つの駅の賑わいを上手につなぐ場所となります。つまり、 現敷地で、庁舎を整備する事自体が、周辺地域の活性化にも繋がり、まちづくりになりま す。市民からは、駅から近く、便利であるといった意見が多く、利便性の高い場所です。

しかし、現敷地は、非常に不整形な敷地であるので、敷地を拡張し、整形な形にすべきです。一時避難場所としての機能など防災的な観点や市民交流などの観点からすると、敷地にオープンスペースや市民交流スペースなどのゆとりがありません。また、敷地を拡張すれば、現庁舎を残しながら、空地に新たな庁舎を整備する事も可能になります。これは、段階的に整備する事が可能となり、仮庁舎が必要なくなる事や機能的なゆとりが生まれるなど、庁舎整備の自由度を大きく広げる事が可能です。

以上の理由から、新庁舎の位置は、敷地拡張を考慮しながら、現在地で検討することが 望ましい。



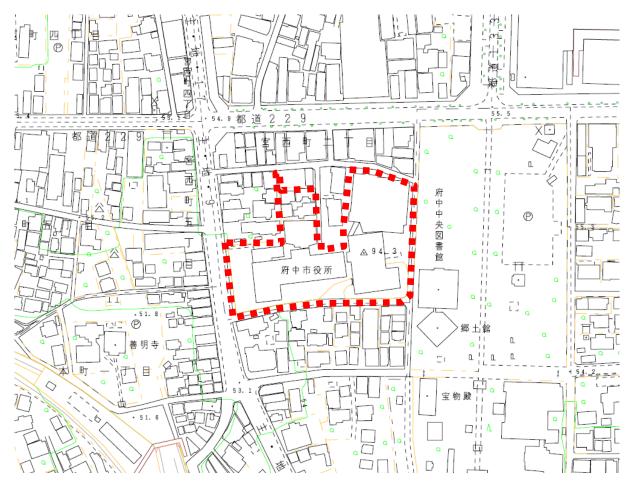
この地図は、14都市基交第157号で東京都から使用許諾を得ている東京ディジタル3Dマップを用いて作成しました。

(3) 土地利用条件

新庁舎の位置は、現庁舎敷地約9,000 ㎡とする。 現在地では、物理的制約もあるため、敷地の拡張を考慮して、検討する事が望ましい。

① 位置等

位置: 府中市宮西町2丁目24番地



この地図は、14都市基交第157号で東京都から使用許諾を得ている東京ディジタル3Dマップを用いて作成しました。

② 都市計画制限

1) 地域地区について(用途地域、防火の指定、その他の地域地区)

• 用途地域:商業地域、防火地域

2) 容積率・建蔽率

• 容積率:500% 建蔽率:80%

3) 日影規制

- なし
- 敷地東側には、第1種中高層住居専用地域、敷地南側には、近隣商業地域があり、いずれも日影規制を受ける地域なので、影が落ちる場合には、規制の対象となる。
- 現在の東庁舎は、既存不適格建築物となっています。

4. 新庁舎の規模

(1) 新庁舎の規模

① 基本条件の想定

想定人口を、289,000人(2035年)※と想定します。新たに建設する庁舎は、長期にわたり使用することになるため、人口や政策などによる職員数の変動が考えられます。

職員数を特定することは難しいと思われますが、新庁舎に入る職員の数を、現在の本庁舎と第二庁舎の職員を合わせた約 900 人と想定します。

※国立社会保障・人口問題研究所「将来の市区町村別人口および指数」より

② 庁舎の規模

庁舎規模を算出する方法は複数ありますが、利用の多い総務省の「地方債事業費算定基準」を参考にして算出すると、庁舎延床面積は約25,000 ㎡と試算されます。しかし、起債許可標準面積には、福利厚生諸室等の面積を含まないので、他事例等を参考にすると、約29,000 ㎡となります。

現段階では、不確定な要素が多いため、庁舎の規模の目安としては、約 25,000 ㎡~ 29,000 ㎡と想定します。庁舎の規模については、今後の具体的な検討(実態調査や必要な機能の整理)に基づいて見直す必要があります。

③ 駐車場・自転車駐車場の規模

駐車場の規模は、一般的に人口に比例して大きくなります。一方、概して駅に近く公共 交通のアクセスがよい庁舎ほど、駐車場の規模は小さくなります。

本市の現庁舎は駅から近く、アクセスも容易という点からすれば、駐車場は必要最低限の規模となります。今後は、現状の利用状況などを調査し、来庁者用駐車場だけでなく、公用車用駐車場や自転車駐車場についても、適正な規模を検討する必要があります。

5. 実現方策

(1) 想定建築物の検討

① 検討パターン

現在地の整備パターンとしては、主に以下のパターンが考えられますが、具体的な整備 手法については、今後も引き続き検討していきます。

1) 現敷地で建物を建築する場合

• A-1-1 案:現敷地で、東西北庁舎を解体、新たに庁舎を新築する案。

• A-2-1 案:現敷地で、東西庁舎を解体、北庁舎を改修し、新たに庁舎を増築する案。

• A-2-2 案:現敷地で、西庁舎を解体、東庁舎と北庁舎を改修し、新たに庁舎を増築する案。

• A-3-1 案:現敷地で、西庁舎、東庁舎と北庁舎を改修し、庁舎を増築する案。

2) 現敷地を拡張して建築する場合

• B-1-1 案:現敷地を拡張し、東西北庁舎を解体、新たな庁舎を新築する案。

• B-2-1案:現敷地を拡張して、東西庁舎を解体、北庁舎を改修し、新たな庁舎を増築する案。

• B-2-2 案: 現敷地を拡張して、西庁舎を解体、東庁舎と北庁舎を改修し、新たな庁舎を増築 する案。

• B-3-1 案:現敷地を拡張して、西庁舎、東庁舎と北庁舎を改修し、庁舎を増築する案。



注1:新築・・・更地に新たに建築物をつくること。

注2: 増築・・・敷地内の既存の建築物を建増する場合、棟続きの場合と別棟扱いとする場合があ

る。また、棟としては新築であるが、敷地単位でみると増築になる場合がある。

注3:改修・・・劣化した部位・部材の機器類の性能及び機能を、原状(初期水準)を超えて改善

すること。

② 検討パターンの比較検討

	A-1-1 案	A-2-1 案	A-2-2 案	A-3-1 案
機能的な視点	現散代別 場る、の線が狭ど能 出が王全可の場所では、 単る、の線が独との の事が主をがら動。 をという者の。 のりののののができたが、 は、 は、 のりのののののののののののののののののののののののののののののの	現庁舎が抱えるる分散化や狭隘の課題を 発析化な可能 を 発がしまる。 増築の連携などが 課題。	現庁舎が抱える 分散化やなどのため を将がを図ります。 発析化を図ります。 一次である。 一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、	現庁舎が抱えると 表
環境的な視点	現すってスン評価 虚能 でスン評価 虚能 であるためのさい でいる でいる でんしい でんしい でんしい でんしい でんしい でんしい でんしい でんしい	現庁舎の活用に より、ストトの ネジメン価される。 最新の導入が可能 技術の。	現庁舎の活用に より、メント の面され からい メンマ 部価 を でいます で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	現庁舎の活用に より、メント よりがよう は高 る。 環境配慮技術があ う。 う。 う。 う。 う。 う。 う。 う。 う。 う。 う。 う。 う。
施工の視点	現庁舎を段階的 に解体し、他の施 設へ庁舎機能を仮 移転させる必要が ある。	現庁舎を段階的 に解体し、他の施 設へ庁舎機能を仮 移転させる必要が ある。	現庁舎を段階的 に解体し、他の施 設へ庁舎機能を仮 移転させる必要が ある。	居ながら改修が 可能かどうか検討 する必要がある。
財源的な視点	仮庁舎の整備が 必要かどうか、施 工方法によって、 コストが大きく変 わる。	仮庁舎の整備が 必要かどうか、施 工方法によって、 コストが大きく変 わる。	仮庁舎の整備が 必要かどうか、施 工方法によって、 コストが大きく変 わる。	仮庁舎の整備が 必要かどうか、施 工方法によって、 コストが大きく変 わる。
法的な視点	神社の敷地への日影に配慮する必要がある。	神社の敷地への 日影に配慮する必 要がある。	東庁舎は既存不 適格建築物のた め、減築させなけ ればならない。	東庁舎は既存不 適格建築物のた め、減築させなけ ればならない。

	B-1-1 案	B-2-1 案	B-2-2 案	B-3-1 案
機能的な視点	現散行消。駐広確こ用て駐変な全可た顔る足骨化化が 車場保との高車えりな能なと事情がなり、 場で、 場で、 場で、 場で、 場で、 場で、 場で、 場で、 場で、 場で	現大の大学を解る 流のる活い 部課 現代化が 場に確こ用。増分類 は一次をでは、 一次をでは、 一次をでは、 一次をでは、 一次をでは、 一次をでは、 一次をでは、 一次をできまり、 一次をできまりまり、 一次をできまり、 一次をできまりまり、 一次をできまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまり	現代というでは、	現代というでは、現代の
環境的な視点	現庁舎を全て解 体するネッの観点ない。 のででは、 がいるででである。 は術のである。	現庁舎の活用にマルックでは、メントさいでは、メントさいででは、メントでは、まずのでは、まがのでは、まずのではでは、まずのではでは、まずのではでは、まずのでは、まずのではでは、まずのではでは、まずのではでは、まがのではでは、まずのではでは、まずのではでは、まずのではではではではでは、まずのではではではではではではではではではではではではではではではではではではでは	現庁舎の活用にマルカル おり、メント評価 おり、メント評価 さいまい はい でいま はい はい はい はい がい かい がい かい	現庁舎の活用にマルカル おり、メント評価される。 環境配慮技術がある。 環人には制約がある。
施工の視点	空地に整備する 事で、仮移転の必 要ない計画が可 能。	空地に整備する 事で、仮移転の必 要ない計画が可 能。	現庁舎を段階的 に解体し、他の施 設へ庁舎機能を仮 移転させる必要が ある。	居ながら改修が 可能かどうか検討 する必要がある。
財源的な視点	用地買収費がかかる。	用地買収費がかかる。	用地買収費がかかる。 仮庁舎が必要な場合には、移転費 用がかかる。	用地買収費がか かる。 仮庁舎が必要な 場合には、移転費 用がかかる。
法的な視点	神社の敷地への 日影に配慮する必 要がある。	神社の敷地への 日影に配慮する必 要がある。	東庁舎は既存不 適格建築物のた め、減築させなけ ればならない。	東庁舎は既存不 適格建築物のた め、減築させなけ ればならない。

③ 評価

庁舎整備において重要と考えられる機能的な視点、環境的な視点からの庁舎のあるべき 姿、施工性や経済性など多面的な視点から、以下のように各案に対する評価を取りまとめ ました。

A-1-1 案は、敷地活用の自由度が低く、市民交流広場や災害時の多様な活用が難しいが、 現庁舎が抱える分散化や狭隘化といった課題の解消や耐震性能の確保と合わせ安全性の高い施設の整備が図られること、駐車場出入口の場所を変えて京王府中駅からの安全な歩行者動線を確保できることなど、機能面では大幅な改善が期待できます。

環境面では、今後の時代に即した対応が可能となることや、新たな府中市としての顔を つくることができますが、ストックマネジメントの観点からは、あまり評価されません。

また、柔軟性の点でも、敷地にゆとりがないため、仮庁舎の問題が生じると予想されます。

A-2-1 案は、新築した別棟庁舎と改修した北庁舎の2棟構成となるが、現庁舎が抱える課題が解消されるほか、別棟庁舎の建設により、耐震性能の確保と合わせ安全性の高い施設としての整備が図られるなど、機能面での改善は期待できる。しかし、現北庁舎を活用することから、敷地の自由度、また機能面での連続性に関しては A-1-1 案と比較して制約が生じます。

環境面では、A-1-1 案と同様、今の時代に即した対応が可能となります。また、東西庁舎は解体してしまいますが、北庁舎の利用により、ストックマネジメントの観点からも評価できます。

また、柔軟性の点では、敷地にゆとりがないため、仮庁舎の問題が生じると予想されます。

A-2-2 案と A-3-1 案は、機能面では、現庁舎が抱える課題の解消や減築をしなければならないといった施工の難しさなど、課題解消をするためには、大きな制約を受けます。

また、環境面では、ある程度の対応は可能でありますが、敷地内の緑化等、制約を受けます。しかし、ストックマネジメントの観点からは評価でき、建設時の CO2 排出量を抑える事が可能です。

また、柔軟性の点では、敷地にゆとりがないため、仮庁舎の問題が生じると予想されます。

B-1-1 案は、敷地活用の自由度が高く、市民交流広場や災害時の多様な活用、新たな府中市役所としての顔として整備する事が可能となる事や、現庁舎が抱える分散化や狭隘化といった課題の解消、耐震性能の確保と合わせ安全性の高い施設の整備が図られるなど、機能面では大幅な改善が期待できます。

環境面では、今後の時代に即した対応が可能となるが、建設時の CO2 排出量が多くなるのでストックマネジメントの観点からは、あまり評価されません。

また、柔軟性の点では、敷地にゆとりがあるため、新たな庁舎の附随機能についても対応しやすいです。しかし、用地買収費や建設費などの初期費用が高くなります。

B-2-1 案は、新築した別棟庁舎と改修した北庁舎の2棟構成となるが、現庁舎が抱える課題が解消されるほか、別棟庁舎の建設により、耐震性能の確保と合わせ安全性の高い施設としての整備が図られるなど、機能面での改善は期待できます。しかし、現北庁舎を活用することから、機能面での連続性に関してはB-1-1 案と比較して制約が生じます。

環境面では、2棟構成ではあるものの、B-1-1 案と同様、今の時代に即した対応が可能となります。また、東西庁舎は解体してしまいますが、北庁舎の利用により、ストックマネジメントの観点からも評価できます。

また、柔軟性の点では、敷地にゆとりがあるため、新たな庁舎の附随機能についても対応しやすいです。

B-2-2 案と B-3-1 案は、機能面では、現庁舎が抱える課題の解消や減築をしなければならないといった施工の難しさなど、課題解消をするためには、大きな制約を受けます。

また、環境面では、ある程度の対応は可能であり、ストックマネジメントの観点からも評価でき、建設時の CO2 排出量を抑える事が可能です。

また、柔軟性の点では、敷地にゆとりがあるため、新たな庁舎の附随機能についても対応しやすいです。

各案に関する評価は、以上のとおりです。現庁舎を改修して利用する場合、ストックマネジメントの面からは高く評価されますが、機能の連続性の課題や施工の難易度、仮庁舎の整備が必要になるだろうといった課題があり、これらの事項を総合的に勘定すると、敷地の拡張を考慮して、一部の増築または全面での新築が望ましいと考えます。

今後の設計段階においては、様々な視点から技術的な検証を進め、検討していく必要があります。今後は、新築の課題である環境負荷や経済性と施工性について、具体的に検証していく必要があります。

④今後検討を進めていく上での視点

上記のパターンを選定するに当たって、協議会としての検討項目を設定しました。今後の 設計段階においては、下記の各視点から技術的な検証を進め、検討していく必要がありま す。

評価の視点	内容
機能的な視点	 現庁舎が抱える分散化や狭隘化といった課題の解消や耐震性能の確保と合わせ安全性の高い施設とすること。 将来の機能更新、レイアウトの変化に柔軟に対応できる施設とすること。 行政のニーズだけでなく、市民の交流や活動の場など、新たな機能が附随できること。 まちづくりと連携した府中らしさが感じられる施設の配置、機能とすること。
環境的な視点	既存庁舎の有効利用を図り、建設時の CO2 排出量を抑えること。建物の長寿命化を見据え、効率的で効果的な維持管理やライフサイクルコストを抑えること。庁舎周辺の自然やまちなみに配慮したデザインとすること。
防災的な視点	・ 災害時において、行政機能を維持するために、高い耐震性をもた せること。
工事施工の視点	仮移転や仮庁舎の整備をなるべく抑え、効率的な施工を図ること。工事期間を短くし、工事による市民サービスへの影響を小さくすること。
財源的な視点	維持管理コストを抑えること。建設費を抑えること。
法的な視点	・ 日影を抑えた建物形態とすること。

(2) 事業費の検討

総事業費の限度額を約 150 億円程度と想定し、今後の基本計画や設計段階での検討により、効率的・効果的なコストの縮減を図っていきます。総事業費には、庁舎建設費のほか、業務委託費、解体工事費、移転費、土地買収費、移転補償費等が含まれます。

庁舎建設に必要な財源としては、可能な範囲で積み立てを続け、この基金と可能な起債による金額を基本とし、一般財源への負担はできるだけ少なくするよう考えます。

新しい庁舎は、華美な要素を排除し、無駄を省いたスリムな市役所を目指し、建設に必要となる費用の抑制に努めます。

(3) 事業手法

公共施設の建設に係る事業手法については、近年、施設の設計・建設から維持管理・運営にいたる一連の業務に民間の資金・経営能力・技術的能力を活用するPFI方式の導入例が見受けられます。

PFI方式は、施設の維持管理や運営業務に、民間の創意工夫や経営ノウハウが発揮できる場合に有効です。庁舎整備については、民間経営が可能な空間や業務が少ないことから、そうした面での経営利益の還元は少ないと考えられます。

このため、本事業の場合は従来型の直接建設方式の採用が望ましいと考えます。

(4) 設計者選定方式

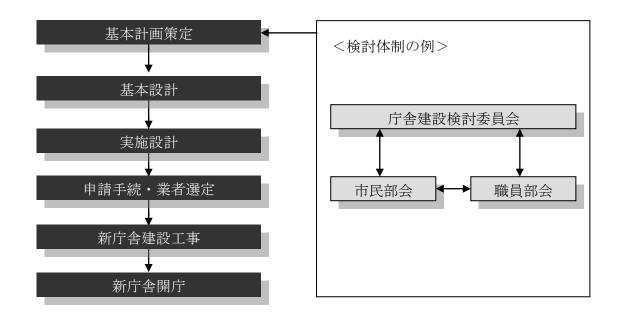
今後、設計者を選定する際には、難しい施工上の課題もあり、適切な計画や設計を提案できる設計者を選ぶことが重要です。そのためには、価格のみで決定する入札方式は不適切であり、設計に関する提案方式で検討していくことが適切です。主な提案方式としては、コンペ(設計競技)方式、プロポーザル(技術提案)方式がありますが、施工上の難題も予想されますので、設計施工一貫(デザイン・ビルド)方式も考えられます。

設計者を選定する場合には、設計に市民や職員の意見を反映しやすく、具体的な設計内容を検討しやすい方式を採用することとします。

(5) 事業スケジュール

整備手法によって今後の計画及び建設手順は異なりますが、現段階で想定している一般的な手法に沿って事業を進める場合には、基本計画の策定、基本設計、実施設計、申請手続・業者選定を経て新庁舎の建設に着手することとなります。

各段階においては、各種部会を検討し、適宜、設計内容や運営方法などの意見を反映させていきます。



6. 今後の検討の進め方

新庁舎の建設検討を進めるにあたっては、議会・行政の考え方を速やかにさまざまな方法で 市民に伝え、理解を共有することが重要です。

また、敷地拡張の可能性も踏まえて、新庁舎の建設に必要な手続を進める必要があります。

(1)検討体制に対する市民参加について

広報や市ホームページを利用した情報発信や、その他さまざまな方法による市民意向の収集など、計画を進めていく中で多様な検討体制を実施します。検討の過程に市民が参加し、市民意向を反映させた計画を立案することで、いっそう利用しやすい庁舎が実現できるだけでなく、市民交流や市民協働の場として、庁舎が活発に利用されることに結びつくと考えられます。

(2)整備手法の方向性について

今回の既存庁舎の構造体の状態に関する評価や改修案想定とコスト算定は、耐震診断報告書に記載された、定型化された診断方法による診断結果をもとに行っています。今後の基本計画 段階においては、機能性・利便性・安全性やコスト低減に十分配慮した一部改修可能性の検討 が必要です。

既存建物の改修技術は著しい進歩を遂げており、優れた改修事例も多数見られるようになりました。このような技術動向・事例を大いに参考にし、市民のニーズに応えた計画と設計を行う必要があります。

(3) 仮移転の方法について

今回の庁舎建設は、現庁舎と同じ場所に建設することとしています。現敷地の拡張ができない場合には、仮設庁舎を建設し、一部機能を移転させる必要があります。窓口業務などの市民サービスは維持する必要があり、市役所が防災・災害復興の拠点としての役割を担うという観点からも、仮設庁舎への移転はできるだけ避けながら円滑に行う必要があります。

既存の公共施設を最大限利活用し、仮設庁舎に係る経費の削減を図るとともに、庁舎建設中の業務執行や市民サービスの提供への影響を最小限に止めるよう検討していく必要があります。 また、敷地の拡張が可能な場合には、できるだけ仮庁舎を建てないで移転させる方法を検討する事が望ましい。

(4)建設位置について

今回の庁舎建設は、現庁舎と同じ場所に建設することとしていますが、今後、敷地の拡張を 考慮し、必要な手続を進めていく必要があります。

参考資料

資料1	耐震診断結果
資料2	現庁舎の概要
資料3	他市の事例
資料4	総務省起債許可に係る標準面積による算定
資料 5	国土交通省新営一般庁舎面積算定基準に基づく算定
資料6	府中市庁舎建設検討協議会設置要綱
資料 7	府中市庁舎建設検討協議会委員名簿

資料1 耐震診断結果

建物区分	構造等	診断範囲	Is値 (※構造耐震指標)	建築年
西庁舎	鉄筋コンクリート造	地下1階~地上3階	0. 32~0. 64	昭和34年
		塔屋1階~3階	0. 10~0. 76	
西庁舎増築	鉄筋コンクリート造	地上1階~3階	1.06~2.03	昭和54年
	(北側への増築部分)			
東庁舎	鉄骨鉄筋コンクリート造	地下1階~地上5階	0.40~0.60	昭和45年
	(6階から上は増築)	地上6階~8階	0.69~1.14	昭和54年
		塔屋1階・2階	0.84~1.71	
東庁舎増築	鉄骨鉄筋コンクリート造	地下1階・地上1階	1.03~1.06	昭和54年

※ 構造耐震指標 (Is値)

建物の耐震性能を表す指標。

建物の強度と粘り強さ、形状やバランス、経年劣化となどの要素を総合的に判断する。

 $I \ s < 0.3 \ \text{の場合}$: 地震に対して危険性が高い。 $0.3 \le I \ s < 0.6 \ \text{の場合}$: 地震に対して危険性がある。 $0.6 \le I \ s \ \text{の場合}$: 地震に対して危険性が低い。

資料2 現庁舎の概要

		本庁舎		府中駅北	東部	西部	=
	東庁舎	西庁舎	北庁舎	第2庁舎	出張所	出張所	ĦΤ
(1)建築 年	昭和 45 年	昭和 34 年	昭和 62 年	平成3年	昭和 45 年	昭和 47 年	
(2)経過 年数	40	50	23	19	40	38	
(3)構造	鉄骨・鉄筋 コンクリ ート造	鉄筋コンク リート造	鉄骨・鉄 筋コンク リート造	鉄骨・鉄筋 コンクリ ート造	鉄筋コン クリート	鉄筋コン クリート	
(4)階層	地下 2階、 地上 8階、 塔屋 2階 建て	地下1階、 地上3階、 塔屋3階建 て	地下2 階、地上 5階、塔 屋1階 て	地下3階、 地上7階	地下1階、 地上4階	地上3階	
(5)敷地 面積		東西合わせて 6,609.71 ㎡	2, 064. 88 m²	1, 601. 44 m²	2, 568. 15 m²	3, 244. 60 m²	16, 088. 78 m²
(6)総床 面積	9, 010. 22 m²	4, 775. 54 m²	7, 140. 35 m²	9, 361. 67 m²	1, 950. 75 m²	1, 922. 51 m²	34, 161. 04 m²
(7) 耐震 診断	平 成 2 1 年度実施	平成21年 度実施	未実施	未実施	実施	平成9年 度実施	
(8) 耐震 改修 工事	未実施	未実施	未実施	未実施	平成9年度耐震工事	平成 13 年 度 耐 震 改 修工事	
(9)職員 数	562 人	151 人	17 人	72 人	14 人	10 人	826 人
(10)来客 用駐車 台数		106 台		12 台	11 台	11 台	140 台
(11)公用 車用駐 車台数		45 台		4 台	1台	1台	51 台

[※]職員数には臨時・嘱託職員、再任用等を含む。ただし、庁舎に同居していない出先機 関の職員を除く。

資料3 他市の事例

	立川市	青梅市	町田市	福生市	平塚市
自治体の規模					
人口(平成22年6月1日)	174,743 人	139,854 人	418,523 人	60,000 人	260,009 人
本庁職員数(本庁に勤める職員の数)	590 人	600 人	1,300 人	310 人	960 人
新庁舎の状況	平成22年5月 開庁	平成22年7月 開庁	工事中 (平成24年度 開庁予定)	平成20年4月 開庁	工事中 (平成27年度 開庁予定)
基本構想内容					
基本構想など策定時期	H17年3月 基本構想	H17年11月 基本構想	H16年6月 基本構想 H17年5月 基本計画	H15年12月 基本構想 H16年9月 基本計画	H20年10月 基本構想 H21年4月 基本計画
庁舎面積(屋内駐車スペースを除く)	17,500 m ²	21,000 m ²	34,500 m ²	8,000 m ²	25,000 m ²
庁舎概要					
庁舎面積(屋内駐車スペースを除く)	20,015 m ²	17,161 m ²	37,316 m ²	7,825 m ²	27,710 m ²
延床面積(屋内駐車スペースを含む)	25,982 m ²	22,097 m²	41,510 m ²	10,229 m²	37,650 m ²
来庁者用駐車場	100 台	217 台	199 台	76 台	200 台
公用車駐車場	78 台	82 台	145 台	50 台	(来庁用に含む) 台
駐輪台数(自転車・バイク)	500 台	300 台	335 台	167 台	220 台
人口当たりの単位面積	0.115 ㎡/人	0.123 ㎡/人	0.089 ㎡/人	0.130 ㎡/人	0.107 ㎡/人
職員数に対する単位面積	33.9 ㎡/人	28.6 ㎡/人	28.7 ㎡/人	25.2 ㎡/人	28.9 ㎡/人
本体工事費(建物のみ)	7,310,000.0 千円	7,349,324.0 千円	15,000,000.0 千円	3,184,650.0 千円	11,100,000.0 千円
総事業費(外構、設計料等含む)	10,300,000.0 千円	7,913,192.0 千円	16,640,000.0 千円	3,822,043.0 千円	- 千円
建設単価(本体工事費/延床面積)	281.4 千円/㎡	332.6 千円/㎡	361.4 千円/㎡	311.3 千円/㎡	294.8 千円/㎡
事業費単価(総事業費/延床面積)	396.4 千円/㎡	358.1 千円/㎡	400.9 ∓円/㎡	373.7 千円/㎡	- 千円/m²
備考					
面積について	地下駐車場面積 5,798.69㎡ ⇒実施設計概要	ち地下1Fの床面 積(駐車場)4574.9 ㎡ ⇒基本設計概要	ち駐車場部分 4,194.6 ㎡ ⇒実施設計概要	駐車場部分約3,310 ㎡ ⇒公共建築	延床37,650 ㎡、うち 駐車場部分9,940 ㎡ ⇒平塚市庁舎・国庁 舎一体的整備基本 設計 概要
職員数について	⇒立川市新庁舎建 設基本構想 第4章	⇒青梅市新庁舎建 設基本構想	1300人(第三次町 田市定員管理計画 に基づき責出) ⇒町田市新庁舎建 設基本構想		新庁舎の正規職員 数900人、再任用職 員、嘱託職員等を加 えた職員数960人 ⇒平塚市新庁舎建 設基本構想(案)
備考				税務署が同居	税務署が同居

	浦安市	福島市	7市の平均	現府中市役所 (本庁舎)
自治体の規模				V177 H7
人口(平成22年6月1日)	164,423 人	300,000 人	231,510 人	251,249 人
本庁職員数 (本庁に勤める職員の数)	730 人	1,300 人	836 人	730 人
新庁舎の状況	基本設計済	実施設計済		
基本構想内容				
基本構想など策定時期	H18年7月 基本構想 H20年4月 基本計画	H14年3月 基本構想		H22年 基本構想
庁舎面積(屋内駐車スペースを除く)	24,000 m ²	33,251 m ²	24,400 m ²	
<u></u>				
庁舎面積(屋内駐車スペースを除く)	27,000 m ²	35,365 m ²	25,840 m ²	16,845 m ²
延床面積(屋内駐車スペースを含む)	33,000 m ²	36,413 m ²	32,048 m ²	20,971 m²
来庁者用駐車場	460 台	197 台	235 台	106 台
公用車駐車場	(来庁用に含む) 台	(来庁用に含む) 台	102 台	45 台
駐輪台数(自転車・バイク)	700 台	350 台	411 台	524 台
人口当たりの単位面積	0.164 ㎡/人	0.118 ㎡/人	0.119 ㎡/人	0.067 ㎡/人
職員数に対する単位面積	37.0 ㎡/人	27.2 ㎡/人	31.4 ㎡/人	23.1 ㎡/人
本体工事費(建物のみ)	12,230,000.0 千円	12,400,000.0 千円	10,597,864.8 千円	- 千円
総事業費(外構、設計料等含む)	14,000,000.0 千円	13,700,000.0 千円	12,213,298.0 千円	- 千円
建設単価(本体工事費/延床面積)	370.6 千円/㎡	340.5 千円/㎡	328.1 千円/㎡	- 千円/m²
事業費単価(総事業費/延床面積)	424.2 千円/㎡	376.2 千円/㎡	381.1 千円/㎡	- 千円/m²
備考				
面積について	延床33,000 ㎡、うち 駐車場部分6,000 ㎡ ⇒浦安市新庁舎建 設基本計画	延床36,413 ㎡、うち 駐車場部分1,048 ㎡ ⇒実施設計概要		延床20,970.77㎡, うち地下駐車場 面積4,125.77㎡
職員数について	730人(臨時職員含む) ⇒浦安市新庁舎建 設基本構想	1,300人 ⇒福島市新庁舎建 設基本構想		職員数には嘱託 職員、再任用等 を含む。ただし、 庁舎に同居して いない出先機の 職員を除く。 第2庁舎の職員 数は除いてい る。
備考				
	_			

資料4 総務省起債許可に係る標準面積による算定

	総務省起債許可算定基準に基づく新庁舎床面積の算定									
			新庁舎床面積							
	区 分		職員数	換算率	換算	基準面積		積算根拠		
					職員数	職員1人当り	(換算人員数×	4.5	5 m²)	
執務面	積	合 計	900		1,528		合 計		6,876.00 m ²	
	~	特別職	5	20	100		100 人×4.5㎡	=	450.00 m ²	
	応接	部長·次長 級	22	9	198		198 人×4.5㎡	=	891.00 m ²	
l .	室事	課長級	44	5	220		220 人×4.5㎡	=	990.00 m ²	
1	接室を含む	課長補佐・ 係長級	167	2	334	4.5㎡/人	334 人×4.5㎡	=	1,503.00 m ²	
	ย	一般職員 (技術)	20	1.7	34		34 人×4.5㎡	=	153.00 m ²	
)	一般職員	642	1	642		642 人×4.5㎡	=	2,889.00 m ²	
2	倉庫		事務室面積	×13%			6,876.00 m ² × 13%	=	893.88 m ²	
3	会議室等		常勤職員数	(× 7.0 m²			900 人×7.0㎡	=	6,300.00 m ²	
4	便所•洗面	電話交換室 • i所その他諸 ≧)								
5	玄関室等		各室面積×	40%			14,069.88 m ² × 40%	=	5,627.95 m ²	
		間·廊下·階 通行部分)								
6	車庫		本庁にて直	接使用する自]動車×50r	n ¹ /台	78 台×50㎡	=	3,900.00 m ²	
			(公用車地	下車庫)						
7	議会関係諸	室	議員定数×	35.0m ²			30 人×35.0㎡	=	1,050.00 m ²	
	(議場·委員会室·議員 控室)									
			合 計						24,647.83 m ²	

- ※職員数は、平成22年4月1日現在の本庁舎、第2庁舎の人数とする。
 - 一般職員467人+再任用28人+嘱託58人+臨時89人=642人
 - 一般職員(製図)は、土木課5人、建築課7人、公園3人、下水道5人とする。

議員数は、地方自治法91条の定数は34人であるが、条例の議員定数30人とする。

資料 5 国土交通省新営一般庁舎面積算定基準に基づく算定

			換算人員			新庁舎床面積			
	区 分		職員数	換算率	換算人員	基準面積	;	積算根拠	
						職員1人当り	草人員数×(3.3㎡+10%)	3.63	m ²
執務面	i積	合 計	900		1,500.70		合 計		5,447.54 m ²
		特別職	5	18	90.00		90.00 人×3.63㎡	=	326.70 m ²
	応事	部長·次長 級	22	9	198.00		198.00 人×3.63㎡	=	718.74 m²
1	む接発	課長級	44	5	220.00	3.63㎡/人	220.00 人×3.63㎡	=	798.60 m ²
•	の応接室を含ま務室	補佐級	43	2.5			107.50 人×3.63㎡	=	390.23 m ²
		係長級	124	1.8		1	223.20 人×3.63㎡	=	810.22 m ²
	音	一般職員		1		4	662.00 人×3.63㎡	=	2,403.06 m ²
	付属面積		計			•			2,025.75 m ²
2	倉庫			〔10%加算	前の面積)×	13%	4.952.31 m ² × 13%	=	643.80 m ²
_	717-			× 3.3 m ² //			1,002.07		0 10100 111
					庫は別途計上))			
	会議室等	(+設備関係)		7-10/31/2211 27	<u>'</u>			2,991.95 m ²
3	五贼王寸	(会議室等						(1,381.95 m²)
J	会議室等	(五賊王寸		些 <i>た</i> り40㎡・	10人增毎4n	ず加質	9 × 40 m²+4 m²	=	364.00 m ²
	(大・中・小:	会議室)		難しい場合は、		11/JII T	3 × 40111 · 4111	_	304.00 111
	 電話交換室	2	換算人員か						94.00 m²
	(交換手休憩室、戸		授昇入貝が 換算人員=			150			94.UU III
	宿直室		1人まで10m	1、1人增毎	<u>回線数=</u> こ3.3㎡加算		<u> </u> 人×10㎡+1人×3.3㎡ 	=	13.30 m ²
	(押入れ、路 庁務員室		2人(想定) 1人まで10m 2人(想定)		こ1.65㎡加算	I 1,	 人×10㎡+1人×1.65㎡ 	=	11.65 m ²
	(押入れ、踏込共) 湯沸室		2人(想定) 6.5㎡~13n	ที่					13.00 m ²
	受付及び巡	視溜	1.65㎡×(人数×1/3)≧6.5㎡ 3人(想定) 1.65㎡×(3×1/3)≧6.5㎡					6.50 m ²	
	便所及び洗	面所	全職員数による所要面積 150人以上は0.32㎡/人			900 ×0.32㎡/人	=	288.00 m ²	
	医務室		全職員数に 900人以上						149.00 m ²
	売店		全職員150	以上に設け、	0.085㎡/ノ		900 ×0.085㎡/人	=	76.50 m ²
	食堂及び喫		全職員数に 900人以上						366.00 m ²
4		(設備関係 小計)						(1,610.00 m²)
	機械室① (冷暖房:-	-般庁舎)	有効面積(i 7,473.29),000㎡未満			831.00 m ²
	機械室② (衛生関係室 ボイラー室、監 ベータ機械室)	視室、エレ	(※)		と同じ 場合の数値と	たる)			619.00 m ²
	電気室 (冷暖房:-	-般庁舎)			と同じ 三受電)				131.00 m ²
	自家発電室	2	有効面積(i 7,473.29		付属面積) 防面積5,000	m゚以上対象			29.00 m ²
5		・廊下・階段	耐火構造庁 但し、必要(「面積合計の 可、渡り廊)		9,083.29 m² × 40%	=	3,633.32 m ²
6	車庫								1,412.25 m ²
	車庫		本庁にて直 (公用車)	接使用する	自動車×18r	m ² /台	78 台×18㎡	=	1,404.00 m ²
	運転手詰所	ŕ	1.65㎡×人 1.65㎡×5				1.65㎡×5人	=	8.25 m ²
7	議会関係諸 (議場・委員				务省基準に 準	≛ずる	30 人×35.0㎡	=	1,050.00 m ²

資料 6 府中市庁舎建設検討協議会設置要綱

府中市庁舎建設検討協議会設置要綱

平成22年6月14日 要綱第65号

(趣旨)

第1条 この要綱は、現庁舎の老朽化等に伴う新庁舎の建設について、現庁舎の問題点を整理 し、新庁舎建設に係る基本的方針について協議するため、府中市庁舎建設検討協議会(以 下「検討協議会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものと する。

(所掌事務)

第2条 検討協議会は、市長の依頼に応じ、新庁舎の建設に係る事項について検討し、及び 協議し、その結果を市長に報告するものとする。

(組織)

- 第3条 検討協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する委員20人以内をもって組織する。この場合において、市長が必要と認めるときは、委員を増員することができる。
 - (1) 公募による市民 4人以内
 - (2) 学識経験者 3人以内
 - (3) 市民団体等を代表する者 11人以内
 - (4) 関係行政機関の職員 2人以内

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、市長から依頼を受けた日から所掌事務が完了する日までとする。 (会長及び副会長)
- 第5条 検討協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、検討協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 検討協議会の会議は、会長が招集し、会長はその議長となる。
- 2 検討協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 検討協議会の議事のうち、可否を決する必要がある場合は、出席委員の過半数で決し、 可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の有識者等に対し、会議への出席その他の方法により意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 検討協議会の庶務は、政策総務部政策課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討協議会の運営に関し必要な事項は、会長が検討 協議会に諮って定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成22年6月14日から施行する。
- 2 この要綱は、第4条に規定する委員の任期が満了する日をもって、その効力を失う。 付 則
 - この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

資料7 府中市庁舎建設検討協議会委員名簿

番号	氏名	所属		選出区分	備考
1	倉田 直道	工学院大学工学部建築都市デザイン学科	教授		会長
2	野沢 正光	武蔵野美術大学造形学部建築学科	客員教授	学識経験者	
3	小林 正美	明治大学理工学部建築学科	教授		副会長
4	杉山 健一	連合三多摩東部第二地区協議会	議長		平成22年12 月14日まで
5	盛 康治	連合三多摩東部第二地区協議会	議長		平成22年12 月15日から
6	大津 貞夫	府中市社会福祉協議会	会長		
7	堤 薫	むさし府中商工会議所	専務理事		
8	浜中 重美	府中市商店街連合会	会長		
9	横道 邦彦	府中市自治会連合会	生活安全対策部長	本民団体 体事	
10	藤田 恵美	女性センター登録団体	登録団体代表	市民団体代表	
11	金子 崇裕	府中市立小中学校PTA連合会	副会長		
12	田辺 十二子	府中市老人クラブ連合会	理事		
13	臼井 一眞	(社) むさし府中青年会議所	委員会委員長		
14	大谷 将之	府中市青年会連合会	会長		
15	河井 文	障害者団体	登録団体代表		
16	阿部 信雄	府中警察署	交通課長	日日 15 /ニェレ+W 日日	
17	野崎 俊幸	府中消防署	予防課長	関係行政機関	
18	室 英治	公募市民			
19	内海 博	公募市民		八世十日	
20	阿部 洋一	公募市民	公募市民		
21	松壽 真一郎	公募市民			